

結城市空家等対策協議会の運営に関する要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第3項の規定に基づき、結城市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- （2）特定空家等に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、空家等に関し必要と認めること。

（会長及び副会長）

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、委員の互選により定める。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

（庶務）

第5条 協議会の庶務は、生活環境課において処理する。

（その他）

第6条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要項は、令和2年2月13日から施行する。